練馬区公告第１４３号

練馬区福祉のまちづくり推進条例第18条に基づく措置の公表について

練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年３月練馬区条例第16号）第18条の規定により、公共的建築物を全ての人が安全かつ円滑に利用できるよう講じた措置について、下記のとおり公表する。

令和８年１１月１１日

練馬区長　吉田　健一

記

１　公共的建築物の名称および所在地

名　称　　練馬区立地域子ども家庭支援センター関分室

所在地　　練馬区石神井台四丁目５番１号

２　措置の内容

別紙「公共的建築物整備状況表（練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（平成22年３月練馬区規則第47号）第17号様式)」のとおり

第17号様式（第16条関係）

公共的建築物整備状況表

令和８年１１月１１日

１　名称（用途）
練馬区立地域子ども家庭支援センター関分室（子ども家庭支援センター）

２　所在地
練馬区石神井台四丁目5番1号

３　電話番号 / FAX
電話　03-5903-8360
ＦＡＸ　03-5903-8370

４　ホームページ
https://d2g247nqf7ca21.cloudfront.net/shisetsu/kodomo/piyopiyo/seki.html

５　工事完了日
令和 8 年 1 月 15 日

６　特定整備者の名称および所在地
東京都知事　小池　百合子
東京都新宿区西新宿2－8－1

７　整備の概要

移動に関する整備

通路幅 1.40m	ドア有効幅 0.85m	段差なし
傾斜路(勾配 1/20)	誘導用ブロックあり	

車椅子使用者用整備

車椅子トイレ

その他

オストメイト	ベビーチェア	ベビーベッド
案内所		

８　整備の適合状況

⑴　整備基準　【特別特定建築物】
重点整備内容　バリアフリー法令関連整備
整備内容　★　★

⑵　配慮指針
配慮事項　♥　♥

※　特記事項
子ども家庭支援センター部分は建築基準法第 18 条第 38 項第1号の規定による仮使用認定を受け、令和7年 10 月 14 日から仮使用を開始。